

Go To Eat 北海道お食事券 ご登録店へのお願い

(札幌すすきの地区：営業時間短縮・酒類提供時間制限 遵守のお願い)

令和2年11月7日(土)、北海道及び札幌市では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた施策として、札幌すすきの地区において酒類を提供する飲食店(バー、ナイトクラブ等)に対する営業時間、及び酒類を提供する料理店等(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)に対する酒類提供時間の短縮要請を行いました。

Go To Eat 北海道食事券事業の登録店舗は、国及び都道府県が発令する要請等を遵守して頂くこととしております。対象区域・対象業種に該当する登録店舗は、要請を遵守して頂きますようお願い致します。

下記要請に従わない店舗は、Go To Eat 北海道食事券事業の「登録承認を取り消す」こととなりますので、ご注意願います。

<協力要請> 札幌すすきの地区における営業時間短縮・ 酒類提供時間制限について

①営業時間の短縮(酒類提供を行う飲食店：バー、ナイトクラブ等)

| | |
|------|--|
| 区 域 | 札幌市中央区「南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目まで」 の区域 |
| 期 間 | 令和2年11月7日(土)～11月27日(金)までの3週間 |
| 営業時間 | 午後10時まで(午後10時～午前5時までは営業を自粛) |

②酒類提供の時間制限(酒類提供を行う料理店・食堂等：居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 区 域 | 同 上 |
| 期 間 | 同 上 |
| 酒類提供時間 | 午後10時まで(午後10時～午前5時までは酒類提供を自粛) |

令和2年11月9日
北海道商工会議所連合会